

論文

領主的支配と農民共同体

田 中 正 義

今日、われわれは、ヴィル vill 与タウンシップ township という二つの語を、宛かも同意語であるかのように慣用している。然し、中世羅甸に於ては、空間的に限定された地体の特定部分を意味するウィラ villa と、そこにおける住民の有機的な組織体を意味するウィラータ villata とは、概して截然と區別して用いられた。以下、本稿に於て、直接考察の対象となさんとするのは、まさしく此の後者のウィラータとしての「ヴィルの共同体」(communitas ville)であつて、いませかるヴィル共同体とマナ manerium との關係をノルマン朝成立期に遡つてマナ(若しくは之に準ずるホウルディング tenementum)のファーム ferma、とりわけ当時のイングランドの人口の根幹を構成せるヴィレン villam 階層に依る所のファームなる事象の分析を通じて説明せんとするのが、われわれの考察の窮極の目的である*。

* 本稿は、さきに筆者が本誌上に発表せる「Firmarii 考」【立教経済学研究】第十四卷第二号（昭和三十五年十月）を基礎・前提としてかかれた、謂わばその続篇をなすべきものであるが、夫れはまた一部前稿を補完せんとする意図をも有している。なお筆者は、本稿の成稿にあたり Robert S. Hoyt, "Farm of the Manor and Community of the Vill in Domesday Book," *Speculum*, Vol. xxx (1955), No. 2, pp. 147-169 より多大の啓発と示唆とを享けたることを、茲に今はホイト教授への感謝の念を籠めて特記せんと欲する者である。

I

一〇八六年の「ウィンチスタの書」(Liber de Wintonia) —— 「征服王」ウィリアム一世の命に依り「ノルマン征服」(一〇六六)後の一〇八五—八六年に施行された、当代イングランドのほぼ全国的規模の査問或いは調査(Inquest or survey) の結実たる第十二世紀以降謂うところの 'Domesday' (Domesday Book) —— の「第一卷サリ Surrey 州ブラックヒース Blackheath 郡ガムシャル Gornshall 村に関する記事中には、そこに次の如き一節が見出される。

「王(ウィリアム)はガムシャルを直領地として領有す。〔嘗て前王エドワード王時代〕ヘラルド伯、そを領有せり。当時そは「地租賦課上」二〇ハイドと評価せられたるが、今や何物をも負担せず。〔征服〕時に「耕地は二十組の〔牡牛八頭に依って編成さるる〕犁隊〔による耕作〕に適せり。〔現在「調査」時に於て〕領主直営耕地には二組の〔の犁隊〕あり、而して「農民保有耕地には」十八組の犁隊と共に「保有農として」三十人のヴィレンと八人のポオダアと「あり」。〔此の荘には〕其処に六人の奴隷存す、また四拾片の〔banaité 収益を挙ぐる〕一つの〔直営地としての〕粉碾場、また三エイカの〔共同地としての〕「牧草地」あり。〔なほ〕「放牧料」三十四匹の豚〔に相当する数の豚どもを放ち飼ふ〕にふさはしき「共同地ならざる直営地としての」森林「あり」。エドワード王時代夫れ(此の荘)

は「其の土地所得上」拾五磅に値ひせしが、のち「征服」時には拾磅。今や「調査」時に於ては）貳拾磅に値ひす」而も夫れは參拾磅を納む。此の村のウイレンどもは州奉行の「管掌する」一切の事柄より免れ居れり。（*Rex tenet in dominio Gomeselle. Heraldus [Comes] tenuit. Tunc se defendit pro viginti hidis, modo pro nichilo. Terra est xx carucis. In dominio sunt duae et xxx uillani et viii bordarii cum xviii carucis. Ibi vi serui, et unus molinus de xl denariis, et iii acre prati. Silua de xxx porcis. Tempore Regis Edwardi nalebat xv libras, et post, x libras. Modo, xx libras, et tamen reddit xxx libras. Hujus uillae uillani ab omni re vicecomitis sunt quieti.*）⁽²⁾]

此の Kent, Sussex, Hampshire, Berkshire, Wiltshire, Dorset, Somerset, Devon, Cornwall の諸州と共に「征服」前ウェシクス Wessex 伯領を形成せるサリ州に関する「ブック」の記述の一節は、曾てメイトランドに依り、ノルマン朝成立期イングランドに於て少くとも一部の王領が、屢々「national」な財政・司法・治安組織の「埒外に存した stood outside」事実を立証する所の史料の一つとして一部援用せられ、⁽³⁾次いで、ウイノグラードフに於てもその一部が、当時王領が本来ゲルド geld（＝デインゲルド Danegeld）その他シェリフ vicecomes; sheriff に依つて徴せらるる一般の諸税からのイミュニティ immunitas; immunity を有した、とする彼の主張の典拠とせられたものである。⁽⁴⁾然し乍ら、われわれは、果して、メイトランドまたウイノグラードフのごとくに、右の一節を以て、凡そ当時の王領荘園 (royal manors) の有せる特権——シェリフの裁判管轄権乃至徴税権からのイミュニティを表わす所の陳述と看做し得るであらうか。此の点を明らかならしめんがために、以下、姑らく、同じサリ州内に在る他の王領荘園に關する「ブック」の記述を見てみよう。

当時、此のサリ州には前記ブラクヒイス以外に、明瞭に其の存在の識別せられる郡 (hundred) としては、なお、Brixton, Cophorne, Effingham, Elmbridge, Godalming, Godley, Kingston, Reigate, Tanbridge, Wallington, Woking, Wotton の十二郡があったが、⁽⁵⁾ 以上の十三郡中、ま「ブク」の記載する王領 (Terra Regis) の存したのは、「ブク」の記載順に、ウォオキング・ブリクスタン・ウォリングタン・ライギト・キングスタン・コブソオン・ブラクヒイス・ウォトウン・ゴドゥルミング・エルムブリチの十郡のみである。そのうち、ウォオキング郡のギルフォード Gilford, ブリクスタン郡のサウスウォーク Southwark の二つの城市 (borough)、その他エルムブリチ郡の一ヴァアキトのごとき小地片は之を除けば、いま王領荘園と看做され得るのは、ウォオキング郡のウォオキング村およびストウク Stoke 村、ブリクスタン郡のバアマンチイ Barnondsey 村、ウォリングタン郡のウォリングタン村、ライギト郡のライギト村、キングスタン郡のキングスタン村、コブソオン郡のユエル Ewell 村およびフェチャム Felcham 村、ブラクヒイス郡の前記ガムシャル村およびシア Shere 村、ウォトウン郡のドオキング Dorking 村、ゴドゥルミング郡のゴドゥルミング村、の以上十二箇のmanaであるが、これらのうち、まずウォオキング・ストウク・バアマンチイの三ヶ村について、「ブク」の記述は、それぞれ、いま次の如く読まれるのである。

「王ウィリアムはウォオキングを直領地として領有す。そは「嘗てエドワード王時代」エドワード王への食物地代^{フッパアム} 給付地としてありき。当時、そは「地租賦課^{ゲルデ}上」一五ハイド半と評価せられたり。「但」夫れ(右の一五ハイド半の土地)は絶えてゲルドを支払ひしことなし。「征服」時に「耕地は六組の犁隊「による耕作」に適せり。「現在」調査」時に於て」領主直営耕地には一組「の犁隊あり」、而して「農民保有耕地には」二十組の犁隊と共に「保有農として」三十三人のヴィレンと九人のポオダアと「あり」。「此の荘には」其処に一宇の教会あり。オズバアンなる者そ

を領有す、又其処に拾壹志四片の「banalié 収益を擧ぐさ」一つの「直營地としての」粉碾場あり。其処に三二二エイカの「共同地としての」牧草地あり。「放牧料」百三十三匹の豚「に相当する数の豚どもを放ち飼ふ」にふさはしき「直營地としての」森林「あり」。此の土地に就いては、オゼレの息子ウォオルタなるもの其の三ヴァアギトを領有す。或る林務官、エドワァド王時代に此の「土地」を領有し、そは当時エドワァド王に依って此の荘「の管理」外に置かれるたりき。其処に今日何物もなし。エドワァド王時代に、又其後「征服」時に、夫れ（此の荘）は「其の土地所得上」「硬貨の」数によりて（一名目価値によりて）拾五磅に価ひせり。今や「調査」時には、重量によりて（一磨滅せる硬貨を鎔解・秤量するによりて）拾五磅「に価ひし」州奉行に對して拾五志「を納む」。(Rex Willelmus tenet in dominio Wochinges. De firma Regis Edwardi fuit. Tunc se defendit pro xv hidis et dimidia. Nunquam geldavit. Terra est vi carucis. In dominio est una, et xxxiii uillani et ix bordarii cum xx carucis. Ibi æcclesia. Osbernus tenet, et ibi i molinus de xi solidis et iiii denariis. Ibi xxxii acre præti. Silua de cxxxiii porcis. De hac terra tenet Walterius filius Oherii iii virgatas. Hanc quidam forestarius tenuit tempore Regis Edwardi, et tunc fuit posita extra manerium per Regem Edwardum. Ibi modo nichil est. Tempore Regis Edwardi, et post, ualuit xv libras ad numerum. Modo, xv libras ad pensum, et nicecomiti, xxv solidos.))

「王（ウィリアム）はストウクを直領地として領有す。そは「嘗てエドワァド王時代」エドワァド王への食物地代給付地としてありき。当時そは「地租賦課上」一七ハイドと評価せられたり。「但」夫れ（右の一七ハイドの土地）は絶えてゲルドを支払ひしことなし。「征服」時に「耕地は十六組の犁隊」による耕作「に適せり」。「現在」「調査」

時に於て」領主直営耕地には二組の犁隊あり、而して「農民保有耕地には」二十組の犁隊と共に「保有農として」二十四人のウィレンと十人のポオダアと「あり」。〔此の荘には〕其処に、教会に對する喜捨としての半ハイド「の土地」と共に、ウィリアムなる者の王より許されて領有する所の一字の教会存す。〔此の荘には又〕其処に五人の奴隸存す、而して「合計」式拾五志の「Banalié 収益を奉ぐる」二箇所の「直営地としての」粉碾場あり、更に一六エイカの「共同地としての」牧草地「あり」。〔なほ〕「放牧料」四十匹の豚「に相当する数の豚どもを放ち飼ふ」にふさはしき「直営地としての」森林「ありて」、そは王の獵園内に在り。エドワッド王の時代に、又其後（「征服」時に、夫れ（此の荘）は「其の土地所得上」拾式磅に価ひせり。今や「調査」時には「名目価値によりて？」拾五磅「に価ひす」。而もそを保有する彼は、重量によりて（一磨滅せる硬貨を鎔解・秤量することによりて）拾五磅を支払ふ。州奉行は「此の荘より」式拾五志を収む。《Rex tenet in dominio Stocæ. De firma Regis Edwardi fuit. Tunc se defendit pro xvii hidis. Nichil geldavit. Terra est xvi carucis. In dominio sunt duæ carucæ, et xxiiii uilani et x bordarii cum xx carucis. Ibi ecclesia quæ Willielmus tenet de rege cum dimidia hida in elemosina. Ibi v serui, et ii molini de xxv solidis, et xvi acre prati. Silva [de] xl porcis et ipsa est in parco regis. Tempore Regis Edwardi et post ualebat xii libras. Modo, xv libras. Tamen qui tenent reddunt xv libras ad pensam. Vicecomes habet xxv solidos.》⁽⁵⁾〕

「王（ウィリアム）はバアマンチイを領有す。〔嘗てエドワッド王時代〕ノロルド伯之を領有せり。當時そは〔地租賦課上〕一三ハイドと評価せられたり、今や一ニハイドと「評価せらる」。〔「征服」時に〕耕地は八組の犁隊〔による耕作〕に適せり。〔現在「調査」時に於て〕領主直営耕地には一組の犁隊あり、而して「農民保有耕地には」四

組の掣隊と共に二十五人のヴィレンと三十三人のポオダアと「あり」。「此の荘には」其処に一字の新しくして美麗なる教会あり、又二〇エイカの「共同地としての」牧草地あり。「又」五匹の豚を其の放牧料とする「数の豚どもを放ち飼ふ」にふさはしき「直営地としての」森林「あり」。ロンドンには「合計」四拾四片「の地代」を「此の荘に於て」負担せる十三人の市民「あり」。エドワード王時代、而して今や「調査」時には、夫れ（此の荘）は「其の土地所得上」拾五磅に「価ひしき、また現に」価ひす、州奉行は「此の荘より」貳拾志（壹磅）を収む。……（Rex tenet Bernvndesye. Heraldus [Comes] tenuit. Tunc se defendit pro xiii hidis, modo pro xii hidis. Terra est viii carucis. In dominio est una caruca, et xxv uillani et xxxiii bordarii cum iiii carucis. Ibi noua et pulchra ecclesia, et xx acrae prati. Silua v porcorum de pasnagio. In Lundenia xiii burgenses de xliiii denariis. Tempore Regis Edwardi et modo ualet xv libras, et nicecomes habet xx solidos……) (8)

見らるゝとく、これら三つの王領荘園は、その孰れもが、「ドマウムズデイ調査」当時、それぞれ、その価値に等しき額の地代を——但、ウォオキング・ストウク両村の場合には、「重量による」支払いなるがゆえに、**実質的に**は、なにかしか——或いは二五パーセント方「数による」支払いよりも**多く**——支払っているのであるが、**その際**（9）これら三荘園は、同時になお、シェリフに対して、ウォオキング・ストウク両村に於ては二五シリング、バアマンチイ村に於ては二〇シリング、を納めているのである。——と云うことは、抑々如何なることを意味するのであるか。夫れは、ほかでもない、これら三つの王領荘園が、孰れもいまもともと此のサリ州のシェリフに対して王からfarm-outされており、此の場合の二五シリング或いは二〇シリングという金額こそは、まさしく斯かるシェリフの *firmarius* としての利潤を表わしている、と解されるのである。

同じことは、次のウォリングタン村に関する「ブック」の記述に就いても言い得るであらう。

「王（ウィリアム）はウォリングタンを直領地として領有す。〔地租賦課上〕エドワード王時代に〔夫れは嘗て一ハイドと評価せられ〕、又今や〔調査〕時に於て）一一ハイドと評価せらる。〔征服〕時に〕耕地は十一組の掣隊〔による耕作〕に適せり。〔現在〕調査〕時に於て〕領主直管耕地には一組の掣隊あり、而して〔農民保有耕地には〕十組の掣隊と共に〔保有農として〕十五人のヴィレンと十四人のボオダアと〔あり〕。〔此の荘には〕其処に三人の奴隷存す、而して〔合計〕参拾志の〔banalite 収益を奉ぐる〕二箇所の〔直管地としての〕粉碾場〔あり〕、更に八エイカの〔共同地としての〕牧草地〔あり〕。〔なほ此の荘には〕ケント州に在る森林〔属す〕。此の森林と共に、リチャード・オヴァータンプリチなる者、いま此の荘の一ヴァアギト〔の土地〕を領有しざるが、〔もと〕彼は其処より其処に住せし所の一人の百姓を立ち退かせたりき。今や〔調査〕時に於て）夫れ（此の荘）は州太守に年拾志を収む。全荘は〔其の土地所得上〕エドワード王時代に拾五磅に価ひせり。今や〔調査〕時に於て）〔夫れは〕拾磅〔に価ひす〕。〔Rex tenet in dominio Waletone. Tempore Regis Edwardi et modo se defendebat pro xi hidis. Terra est xi carucis. In dominio est una caruca, et xv uillani et xiiii bordarii cum x carucis. Ibi iiii serui, manerio unan uirgatan cum silua unde abstulit rusticum qui ibi manebat. Nunc reddit nicecomiti x solidos per annum. Totum manerium tempore Regis Edwardi ualebat xv libras. Modo, x libras.〕⁽¹⁹⁾

すなわち、此の現在「調査」の時点に於て一〇ポンドの地代を支払っている荘園の毎年シェリフに納入する所の一〇シリングなるものも亦、依然シェリフの farmer として取得する利潤以外の何物でもないと思われるのである。

なお、「ブク」は、コブソオン郡のフェチャム村、ブラックヒース郡のシア村について夫々記述せるのち、ウォットゥン郡ドオキング村の記述にいたって、

「〔前王エドワード王の〕王后イイデイス（一〇七五歿）が嘗てサリに領有したる所の三箇の荘（フェチャム・シア・ドオキングの三箇の荘）より、州太守は、それらが必要とするとき彼がそれらに援助を与ふるがゆゑに、七磅を収む。〔De tribus maneriis quae habuit Regina Eddid in Sudrie, habet nicecomes vii libras, eo quod impendit eis adiutorium cum opus habent.〕⁽¹⁾」

と、付記しているのであるが、いま「それらが必要とするとき彼がそれらに援助を与ふるがゆゑに」が実際に何を意味するか瞭らかではないにしても、此の場合の七ポンドも或いはサリ州のシェリフが現にフィルマリウスとして収奪する所のこれら三荘園のフィルマの総額であつたでもあろうかと推測されるのである。

以上、「ブク」に表われたサリ州のいくつかの「王領」に関する記述を読み進むとき、われわれは、それらとのコンテクストにおいて、さきのガムシャル村に関する記述、就中その「此の村のヴィレンどもは州奉行の「管掌する」一切の事柄より免れ居れり」を以て、如何なる意味に於ても、メイトランドまたヴィノグラードのごとく、此の王領荘園が「全国的な」財政・司法・治安組織からはずされており、本来デインゲルドその他シェリフに依つて徴せられる所の一般に諸税からのイミュニティの特権を享受せることの証拠とはなし難いのである。そうではなくて、夫れは、此のガムシャル村の荘園が、ウォオキング・ストウク・バアマンチイ或いはウォリグタン等々の諸荘園とは異なるって、シェリフにファアマ・アウトせられておらず、従つてファアマたるシェリフからなら経済的に搾取せられておらず、却つて当荘園の代表的な農民たるヴィレンが全体として領主たる王より彼等の属する荘園をファアマ

して、いたであらうことを示している、と考えざるを得ないのである。

(1) 今日われわれがロンドンの Chancery Lane なる Public Record Office の Museum に随時之を観ることができ、その大小二巻から成るこの contemporary manuscript は、一七八三年、十年の歳月を費し三八、〇〇〇ポンドの国費を投じて、初めて Abraham Farley に依り、手書本の各葉 (folio) が刊本の各葉に厳密に一致するようセット、印刷せられ、一二五〇部刊行された。完全な刊本としては、夫れが、現在われわれの利用し得る唯一のものであるが、ファアリは、後記エリスに拠れば、「四十年以上のあいだ『ブク』の原本に殆ど毎日のように当たつた」と言われている。而も、此の二巻本の刊本は、もともと孰れもタイトゥル・ペイヂを欠いており、したがってファアリの名はわれわれはその何処にも之を見出すことが出来ない。一八〇〇年、ファアリの事業は国家的に下院の最初の公文書委員会 (Record Commission) に依つて引継がれ、『ブク』の Henry Ellis の編になる *Indices* の第三巻 (一八一一年、一八一六)、『ブク』の *Addimenta* の第四巻 (一八一六) が逐次刊行せられた。爾来、今日に於ては、第一、第二巻また、第三、第四巻同様、*Liber Censusulis vocati Domesday Book* なるタイトゥルを以て称ばれるに到つてゐる。因みに、右の第一、第二巻の刊本は、原手書本を特徴づける諸語の省略短縮形 (abbreviations) をそのまま再現するよう手書本字体に可能な限り近似させて造られた特別の公記録活字 (record type) を以て印刷されており (惜しい哉この活字は一八〇八年焼失)、以下、本稿に於てテキストを引用するに當つては省略短縮形を正字形へ extend して之を行うが、その際 extension に係わる一切の責任は、申す迄もなく引用者たる筆者自身に在ることを予め爰に明かしておく。なお、各フォウリオウの表ペイヂ、裏ペイヂは、例えば D.B., I, fol. 30 a; D.B., I, fol. 30 b の *f. 26^a*, *b* を以て表示される。 Cf. Henry Ellis, *A General Introduction to Domesday Book* (2 vols., London, 1833), I, 360; Public Record Office, *Domesday Re-Bound* (London, 1954), pp. 11, 13; V. H. Galbraith, *Domesday Book* (Oxford, 1974), pp. xxix-xxxii.

(2) D.B., I, fol. 30 b. 一般に筆者に依るテキスト試訳の方法は、拙著『イギリス封建制の形成』(一九五九)第六一第七篇における「ブク」の記述の解釈の仕方に準拠している。とりわけ、ハイド数、耕地面積、領主直営耕地・農民保有耕地それぞれの犁隊数、以上三者間の関係については、Adolphus Ballard, *The Domesday Inquest* (2nd ed., 1923, London) の第二章に於ける伝統的な解釈の仕方に依拠している。又、特に一〇八六年当時における「土地所得」と云うのは、飽くまでも

いま、粉礪場収入・放牧料その他を含めた全体としての当該土地の 'estimated annual value' 或いは 'a fair and normal estimate of economic capability' であつて、必ずしも現実に斯かる土地より搾出せられた所の剰余価値を即的に表わしてゐないことが注意されねばならぬ。而して、此のテラストの場合における三十四の豚のときは豚の数が、現実に当該森林に放牧せらるる豚の総数とはなほ、現物形態の放牧料に他ならぬことを示す点に於ては、*The Victoria History of the Counties of England* (London, 1900—) のサリ州の第一巻 [頁ト V. C. H., Surrey, I, 6] に表わす。他州の場合も亦之に準ずる。中の「ソンの」の近代語訳テラストの序説 (V. C. H., Surrey, I, 275—293) に於て、H・H・ラウンズの解釈 (*ibid.*, I, 291) 亦た経済地理的観点より、H・C・タソビー編の記念碑的な [但、七巻中一巻未刊] 「ソンの」の組織的分析 (*The Domesday Geography of England* (Cambridge, 1952—) 中の二巻 *The Domesday Geography of South-East England*, ed. by H. C. Darby & E. M. J. Campbell (Cambridge, 1962), p. 386) 亦た「共同地」・「直管地」に於ての筆者の把握の仕方、並びにボソナス等の農民層に於ては、それぞれ後段の記述参照。

(3) F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), p. 167.

(4) Paul Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century* (Oxford, 1908), p. 326.

(5) Cf. Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 365, Fig. 104.

(6) D. B., I, fol. 30 a.

(7) D. B., I, fol. 30 a. 此処に言及せられたる王の獵園 (*barcus regis*) を「ラウンズ」は、ギルフォード近隣の王の獵園と同一視してゐる。因みに、獵園は此の時代に狩の獸の禁獵地であつた。Cf. V. C. H., Surrey, I, 291.

(8) D. B., I, fol. 30 a. 「ソムンキートン」に於ては、Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 585, Fig. 167 参照。本荘園の「11世紀の新として美麗なる教会」(*nova et pulchra ecclesia*) とは、一〇八二年〔調査〕時点より四年前) ロンズンの Alwin (Child) に依り創建された、クリチニイ派の小修道院 St. Saviour's の教会を指すとされる。Cf. V. C. H., Surrey, I, 296; John Morris, ed., *Domesday Book*, 3—Surrey (Chichester, 1975), notes. なお此処では五匹の豚は明確に放牧料 (*psungium*) とされることとされるが、抑々この「ソムンキナム (M. E. pannage) とは、農民が家畜の豚をその好餌とするか・シナ・どんぶりなどの実がこぼれている森林地に放ち飼ひする」ことに對する現物代償を意味し、夫れは同じ放牧でも放牧地において牧草を食ませる」ことに對する現物代償の *herbageum* (M. E. herbage) とは一応區別せられる。而してそのよ

うな場合の森林・放牧地は、広義の領主直営地の範疇に入ることが注意されねばならない。 Cf. V. C. H., *Surrey*, I, 291; Derby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 385. 又此の荘園に於て地代を負担する所の十三人のロマンンの市民 *burgenses* は、恐らくも此の村からロマンンに移住した者であつたであらう。 Cf. Ballard, *op. cit.*, p. 178.

(9) 「重量による」「数による」支払に關しては拙著『形成』三四二頁、及び R. W. Finn, *The Norman Conquest and its effects on the economy: 1066-86* (London, 1971), p. 52 参照。

(10) D. B., I, fol. 30 a.

(11) D. B., I, fol. 30 b.

II

前節において、われわれは、ノルマン朝成り期イングランドにおいてヴィレンが全体として彼等の領主より彼等の属する荘園をファームしつゝある事実の存したであろうことを、サリ州の一つの王領荘園を手掛りに、夫れに關する「ブク」の記述を同州の他の王領荘園に關する「ブク」の記述とのコンテクストに於て読むことに依り推理したのであるが、固よりそこで得られたわれわれの知識は、本来、飽くまでも蓋然性の域を出るものではなかつた。そこで、われわれは、次に、右の如き農民に依るマナのファームを端的に物語る所の、その積極的証拠を、おなじ「ブク」の他州の記述のなかに探ってみなければならぬ。

嘗てヴィノグラードフに依つて「調査」当時ヴィレンこそがタウンシップの「主要なる分け前保有者」(the principal shareholders)「タウンシップに属するブラウラント、ploughlands が主として彼等の間に分配されている所の当の保有農」であつた事情をいま最も良く反映している「ブク」の箇所として挙げられた⁽¹²⁾、サリ州の北に接続するミドゥ

ルセクス Middlesex 州に関する記述を見てみると、そこには当時オシュルストン Ossulstone, スメルンオン Spelthorne, エルンオン Elthorne, ハウンズロウ Houndslow, コオ Gore, エドマンタン Edminton の都合六つの郡が存したが⁽¹³⁾、その場合此の六郡のうち最初の三つの郡に就いての「ブク」の記述中に、われわれは、ヴィレンがマナ若しくは之に準ずる封建的所領 (holding, tenement) をファアムしている事例を凡そ九例見出すのである。而して、このたびはそれらはすべて王領以外に係わり、うち七例は、いま宗教的所領に関するものであり、残りの二例は世俗的所領に関するものである。

宗教的所領としては、まずオシュルストン郡のウィルズデン Wilsden の村がある。

「〔ロンドン司教座〕聖ポオル大聖堂参事会はウィルズデンを領有す。夫れは「地租賦課上」常に一五ハイドとして評価せらる。〔征服〕時に」耕地は十五組の犁隊「による耕作」に適せり。「現在」調査「時に於て」〔農民保有耕地には〕其処にヴィレンども八組の犁隊「を有す」、〔なほ〕七「組の犁隊を有すること」可能なり。「此の荘には」其処に二十五人のヴィレンと五人のポオダアと「あり」。「又」〔その放牧料〕五百匹の豚「に相当する数の豚どもを放ち飼ふ」にふさはしき「直営地としての」森林「あり」。「此の荘は」〔其の土地所得上〕其の総額に於て六磅六志六片に価ひし、「夫れが」征服「時に聖ポオル大聖堂の」有に帰せしときも同額「なりしが」、エドワード王時代には拾式磅「なりき」。此の荘をヴィレンどもは参事会よりファアムとして保有す。領主直営耕地には何物も存在せず。此の荘はエドワード王時代、彼等(参事会員)の所帯の食扶持のため(——参事会に對する食物地代給付地として)存したり^{*)}。(Wellesdone tenent Canonici Sancti Pauli. Pro xv hidis se defendebat semper. Terra est xv carucis. Ibi uillani viii carucas, et vii possunt fieri. Ibi xxv uillani et v bordarii. Silua quingenti porcorum.

In totis valentijis valet vi libras et vi solidos et vi denarios, quando recepunt similiter, tempore Regis Edwardi xii libras. Hoc manerium tenent villani ad firmam Canonicorum. In dominio nil habetur. Hoc manerium fuit de dominico victu tempore Regis Edwardi. (14)

此の明らかに其のヴィレンたちが領主たる聖ポオル大聖堂参事会よりフ、ア、ムとして、*ad firmam* 保有しつつあるウィルズデンの荘園は、曩にわれわれが同様ヴィレンによるフ、ア、ミン、グの状態に在ったと推理したところの、サリ州ガムシャル村の王領荘園と其のヴィレン数に於て後者の三十人に対する二十五人としてほぼ相匹敵するものがあるが、ガムシャル荘園の場合夫れが其処に領主直営耕地と農民保有耕地との別ある所謂古典荘園であったのに対して、此のウィルズデンの司教領荘園の場合には其処に今や領主直営耕地が欠如していることが注目せられるのである。

同じく宗教的所領として、おなじオシュルストーン郡にはまた、次のごとき四つの聖ポオル大聖堂の直領地に関する「ブック」の記述が見られる。

「セントーバンクラスに於て聖ポオル大聖堂参事会は四ハイド〔の土地〕を領有す。〔征服〕時に耕地は二組の犁隊〔による耕作〕に適せり。〔現在「調査」時に於て〕〔農民保有耕地には〕ヴィレンども一組の犁隊を有す、〔なほ〕一組の犁隊〔を有すること〕可能なり、〔此の荘には〕〔籬牆〕〔資材採取〕用の〔共同地としての〕〔雑木林〕〔あり〕。〔なほ〕家畜〔飼育〕用の〔直営地としての〕〔放牧地〕〔あり〕、而して〔そは〕式拾片〔の使用料収入を挙げ〕。〔此の荘には〕参事会の下に此の土地を保有する四人のヴィレン、ほかに七人のコッタア〔あり〕。〔此の荘は〕〔其の土地所得上〕総価値に於て四拾志（式磅）に価ひし、〔夫れが〕〔征服〕時に聖ポオル大聖堂の〕有に帰せしときも同額〔なりしが〕、エドワード王時代には六拾志（参磅）〔に価ひしたりき〕。此の荘は聖ポオル大聖堂の直領地として〔嘗

てエドワード王時代に「存しき、また〔現に〕存す。(Ad Sanctum Pancratium tenent Canonici Sancti Pauli iiii hidas. Terra est ii carrucis. Uillani habent i carrucata, et alia caruca potest ferri. Nemus ad sepes. Pastura ad pecuniam et xx denarii. Ibi iiii uillani qui tenent hanc terram sub Canonis, et vii cotarii. In totis ualentijs ualet xl solidos quando recepunt similiter, tempore Regis Edwardi lx solidos. Hoc manerium fuit et est in dominio Sancti Pauli.)」

「イズリングタンにおいて聖ポオル大聖堂参事会は二ハイド〔の土地〕を領有す。〔征服〕時に「耕地は一組半の犁隊〔による耕作〕に適せり。〔現在〕調査」時に於て「其処に一組の犁隊あり、なほ半組〔の犁隊〕〔を有するこ〕と」可能なり。其処に「全体としてその保有量」一ヴァアギトたる三人のヴィレン「あり」。〔又〕村の家畜〔飼育〕用の「共同地としての」放牧地「あり」。此の土地は「其の土地所得上」四拾志(式磅)に「現に」備ひし、「嘗てエドワード王時代にも」備ひしたりき。此の「土地」は、聖ポオル大聖堂の直領地として「嘗てエドワード王時代に」在りき、また「現に」在り。

同じ村に参事会自身(―その直領地として)二ハイドの土地を領有す。「征服」時に「耕地は二組半の犁隊〔による耕作〕に適せり、而してそれら〔の犁隊〕は現在「調査」時に於て」其処に存す。其処には参事会の下に此の土地を保有する所の四人のヴィレン、ほかに四人のポオダア、更に十三人のコッタア「あり」。此の土地は、「其の土地所得上」参拾志に「現に」備ひし、「夫れが「征服」時に聖ポオル大聖堂の」有に帰せしときも同額「なりしが」、エドワード王時代には四拾志(式磅)「に備ひしたりき」。此の「土地」は、聖ポオル大聖堂の直領地として「嘗てエドワード王時代に」在りき、また「現に」在り。(In Isendone habent Canonici Sancti Pauli ii hidas. Terra,

i carucee et dimidia. Ibi est i caruca, et dimidia potest fieri. Ibi iiii uillani de i uirgata. Pastura ad pecuniam villæ. Hoc terra ualet et ualuit xl solidos. Hæc jacuit et jacet in dominio ecclesie Sancti Pauli.

In eadem villa hebent ipsi Canonici ii hidas terrae. Ad ii carucas et dimidiam est terra ibi, et modo sunt. Ibi iiii uillani qui tenent sub Canonicis hanc terram, et iiii bordarii et xiii colarii. Hæc terra ualet xxx solidos, quando recepunt similiter, tempore Regis Edwardi xl solidos. Hæc jacuit et jacet in dominio ecclesie Sancti Pauli.⁽⁹⁾

「ホクスタンにおいて聖ポオル大聖堂参事会は一ハイド〔の土地〕を領有す。〔征服〕時に」耕地は一組の犁隊〔による耕作〕に適せり、現在〔調査〕時に（夫れ（一組の犁隊）は其処に存す、而して三人のヴィレン此の土地を参事会の下に保有す。〔其処には〕家畜〔飼育〕用の〔共同地としての〕放牧地〔あり〕。此の土地は〔其の土地所得上〕式拾志（壹磅）に〔嘗てエドワード王時代に〕佃ひしたりき、また〔現に〕佃ひす。此の〔土地〕は聖ポオル大聖堂の直領地として〔嘗てエドワード王時代に〕在りき、また〔現に〕在り。

ホクスタンを〔聖ポオル大聖堂〕参事会は三ハイドとして領有す。〔征服〕時三組の犁隊〔による耕作〕に耕地は適せり、而してそれら（三組の犁隊）は〔現に〕其処に存す、又〔其処には〕〔参事会の下に〕此の土地を保有する七人のヴィレン、ほかに十六人のコッタア〔あり〕。〔此の荘は〕〔其の土地所得上〕総額に於て五拾五志に佃ひし、〔夫れが〕〔征服〕時に聖ポオル大聖堂の〕有に帰せしときも同額〔なりしが〕、エドワード王時代には六拾志（参磅）〔に佃ひしたりき〕。此の荘は、聖ポオル大聖堂〔の直領地〕内に〔嘗てエドワード王時代に〕在りき、また〔現に〕在

6° (In Hochestone habent Canonici Sancti Pauli i hida. Terra, i caruceæ, et modo ibi est, et iiii uillani tenent hanc terram sub Canonicis. Pastura ad pecuniam. Hæc terra ualuit et ualet xx solidos. Hæc jacuit et jacet in dominio ecclesie Sancti Pauli.

Hochestone tenent Canonici pro iiii hidis. Ad iiii carucas est terra, et ibi sunt, et vii uillani qui tenent hanc terram, et xvi cotarii. Inter totum ualet lv solidos, quando recepunt similiter, tempore Regis Edwardi lx solidos. Hoc manerium jacuit et jacet in ecclesia Sancti Pauli.]]

「スタネスタブレにおいて〔聖ポオル大聖堂〕参事会は四ハイド〔の土地〕を領有す。〔征服〕時に〔耕地は二組の犁隊〔による耕作〕に適せり、現在〔調査〕時に於て〕それら〔二組の犁隊〕は其処に存す、又〔其処には〕参事会の下に此の土地を保有する所の七人のウイレン、ほかに二人のコッタア〔あり〕。〔其処には〕村の家畜〔飼育〕用の〔共同地としての〕放牧地〔あり〕。〔又〕〔放牧料〕百五十匹の豚〔に相当する数の豚どもを放ち飼ふに〕ふさはしき〔直営地としての〕森林〔あり〕、而して〔夫れはなほ金納使用料としての〕拾志〔の収入を挙げ〕。〔此の土地は〕〔其の土地所得上〕総価値に於て五拾志に価ひし、〔夫れが〔征服〕時に聖ポオル大聖堂の〕有に帰せしときも同額〔なりしが〕、エドワッド王時代には六拾志〔参傍〕〔に価ひしたりき〕。此の土地は聖ポオル大聖堂〔の直領地〕内に〔嘗てエドワッド王時代に〕在りき、また〔現に〕在り。(In Stanestaple habent Canonici iiii hidis. Terra est ad ii carucas, et ibi sunt modo, et vii uillani qui tenent hanc terram sub Canonicis, et ii cotarii. Pastura ad pecuniam villæ. Silua ei porcis et x solidi. Intotis ualentijs ualet l solidos, quando recepunt similiter; tempore Regis Edwardi, lx solidos. Hæc terra jacuit et jacet in ecclesia Sancti Pauli.))]]

ロンドン司教座聖ポオル大聖堂のこれら四つの直領地に関する事例においては、或いは「参事会の下に此の土地を保有する所のX人のヴィレン」、或いは「X人のヴィレン此の土地を参事会の下に保有す」、或いは「此の土地を保有するX人のヴィレン」のごとき、諸表現が其処に認められるに止まり、かのウィルズデンの荘園の場合に於けるごとく明示的に、ヴィレンたちが参事会よりファームとして之を保有している旨の記述には接しないのであるが、然し乍らこれらのヴィレンを主体としての「保有する *tenes*」なる表現がいま決して單純に保有農で彼等があつた関係を表わすに止まるものではないことは、依然保有農民であることに変わりはないところのボオダア・コッタアより彼等が截然區別されていることに依つても明瞭である。即ち、これらの土地におけるヴィレンたちもまた、事實上、さきのウィルズデンの荘園のヴィレンたちと同様に、全体として彼等の領主よりその土地をファームしつあつたものと認められるのである。

但、此の場合、これらの土地のうち「ブク」がマネリウムとして明らかに記述しているのは、セントーパンクラス村、ホクスタン村のみであり、それらとてもさきのヴィレン数三十人のガムシャル村、ヴィレン数二十五人のウィルズデン村に比すれば、ホクスタン村で十人のヴィレン、セントーパンクラス村で四人のヴィレンと遙かにその農家数は僅少に止まること、しかも前者ホクスタン村は、既にわれわれが見たように、マナとされているのは元来村の一部であつて、ロンドン司教座聖ポオル大聖堂の封建的所領としては夫れは二つに分割されており、夫々其処にその土地をファームしつある所の農民団体が存在する関係を表わしていること、なお、イズリントン村の場合にあつては、是れまた既にわれわれが見たように、所領としては此の村も二分割せられていて、而も全村のヴィレン層の一部の者のみで土地をファームする団体——ファアマ共同体を結成していること、などがわれわれに依つて特に注目せられる

のである。

ミドウルセクス州のヴィレンがマナまたは之に準ずる封建的所領をファームしている事例の世俗的所領に關するものとしては、まずエルソオン郡のハアマンツワス Harmondsworth 村の場合が挙げられる。

「ロジエエル伯はハアマンツワスにおいて「ハイド」の土地を領有す。「征服」時に「耕地は一組の犁隊」による耕作に適せり。「現在」調査時に於て「其処に半組の犁隊存す、なほ半組」の犁隊「を有すること」可能なり。二人のヴィレンども此の（「前記「ハイド」の土地を保有す。「此の土地は」其の土地所得上」捨志に「嘗てエドワード王時代に」領有したりき、また「現に」領有す。此の「土地」をウイゴットが家来アルウィンなる者「嘗てエドワード王時代に」領有したりき、「当時」彼は之を□が欲するままに処分することを能くし得き。今や「調査」時に於て）そは、エドワード王時代（アルウィン占有時）に其処に在らざりし所の「ハアマンツワス北方の村」コオルハム Collan 「の所領」内に在り。《Comes Roger tenet in Hernodesuorde i hida. Terra, i caruce. Ibi est dimidia caruca, et dimidia potest fieri. Duo uillani tenent hoc terram. Decem solidos ualuit et ualet. Hanc tenuit Aluwin homo Wigot, et potuit [de ea] facere quod uoluit. Modo jacet in Coleham ubi non jacuit tempore Regis Edwardi.》⁽⁸²⁾

見らるるごとく、ここでは二人のヴィレンたちが全体として領主たるロジエエル伯より此の土地をファームしつつあるのであるが、実は此の一ハイドの土地と云うのは元来ハアマンツワス村の一部に過ぎず、此の村はもともとマネリウムとしては曾てエドワード王時代にハロルド伯が之を領有し、「征服」後の今日に於ては大陸ノルマンディのルウアンなる Sanctus Trinitas 修道院長がイングラント王ウィリアム一世より許されて領有する所の、地租賦課上三

○ハイドと査定せられ、その耕地に領主直営地・農民保有地の別ある可成り大規模な古典荘園であったことが、「ブック」の他の箇所——前記聖三位一体修道院領の記述部分からして、知られるのである。⁽²⁰⁾而して、なお、二人のヴィレンたちのファームしつつかある此の一ハイドの土地は、斯く地理的・空間的にはハアマンツワス村の一部を形づくりながら、しかもなお封建的所領構成の上では、斯かる宗教的所領からは分離せられて、曾てエドワード王時代に、前記アルウインの主君のウィゴットが王より許されて之を領有し「調査」当時同じロジェエル伯の領有に係われる、地租賦課上八ハイドと査定せられてその耕地には領主直営地・農民保有地の別のある、コオルハムの荘園の一部に編入⁽²¹⁾せられていたことが、既引の記述末尾のセンテンスに依って、明らかならしめられるのである。

世俗的所領のヴィレンによるファームの今一つの事例も、おなじロジェエル伯領に属する、スペルソオン郡のハットン Hatton 村について之を見ることが出来る。

「ロジェエル伯はハットンに於て一ハイド半」[の土地]を領有す。「征服」時に「耕地は一組の犁隊」[による耕作]に適せり、而して夫れ(一組の犁隊)は「現在「調査」時に於て」其処に存す。二人のヴィレンども此の土地を保有す、「其処には」一組の犁隊「の牡牛八頭の飼育」にふさはしき「共同地としての」牧草地「あり」。此の土地は「其の土地所得上」拾五志に「現に」備ひす。「夫れが「征服」時にロジェエル伯の」有に帰せしときも同額「なりしが」、エドワード王時代には式拾志(壹磅)「に備ひしたりき」。「嘗てエドワード王時代に」二人のソオクマン夫れを領有したりき、彼等は、ロレエヌのアルベエルなる者が従者にして、「此の土地を」売却・譲渡することを能くし得き。今や「調査」時に於て)夫れは、エドワード王時代に存せざりし所のコオルハム「の所領」に加へられ居り。(*Rogerus Comes tenet in Hatone i hidam et dimidiam. Terra, i caruce, et ibi est. Duo uillani*

tenent hanc terram ; pratum, i caruca. Hoc terra ualet xv solidos. Quando recepuit, similiter ; tempore Regis Edwardi, xx solidos. Duo sochemanni tenuerunt eam ; homines Alberti Lothariensis erant ; vendere et dare potant. Modo apposita eam in Coleham ubi non erat, tempore Regis Edwardi.」⁽²²⁾

此の二人のヴィレンたちがいまロジエエル伯からファアムしつつかある一ハイド半の土地の存在するハットン村も、そこには、別に、*Macclent* のウォオルタなる者がオゼレの息子ウォオルタ（前掲サリ州ウォオキング村の王領荘園の記述箇所参照）より許されて領有している、一ハイド三ヴァアギトと三分の一「ヴァアギト」の土地の存在したことが「ブック」のオゼレの息子ウォオルタの所領に関する記述部分より明らかに知られるのであって、此の恐らくスヘルソン郡の一小村 *hanlet* であろうかと思われるハットン⁽²⁴⁾は、当時夫々領主を異にする二つの世俗的所領に分割されていたこと、しかもわれわれが既に見たようにそのロジエエル伯領の部分はハアマンツワス村に於ける所領同様、いまハアマンツワスの在るエルソン郡の前記コオルハム村の彼の荘園の一部として包摂せられていたこと、などが認識されるのである。（因みに、オゼレの息子ウォオルタのサブテナントたるウォオルタが此処ハットン村に領有する所の土地に於て、一人のポオダア以外に其処に存せる三人のヴィレンについては、彼等がいま土地をファアムしてゐると云つた事情は之を認めることが出来ない。）

なお、此のハットン村の存するスヘルソン郡に於ては前記ルウアンの聖三位一体修道院が一ハイドの土地を領有しているが、その場合の「ブック」の記述は又まさに次の如きものである。

「スヘルソン郡において聖三位一体修道院のヘルタルドは今や〔調査〕時に）王より許されて一ハイド〔の土地〕を領有す。〔征服〕時に）耕地は半組の犁隊〔による耕作〕に適せり。其処には〔現在〕調査〕時に於て〕夫

れ（Ⅰハイドの土地）を保有する一人のヴィレンあり。「又」半組の犁隊「の牝牛四頭の飼育」にふさはしき「共同地としての」牧草地「あり」。此の（Ⅰハイドの）土地は「其の土地所得上」捨志に備ひす。「夫れが「征服」時にヘルタルドの」有に帰せしときも同額、エドワード王時代にも同額「なりき」。此の土地を「嘗てエドワード王時代に」ハロルド伯が家来ゴルディングなる者領有したりき、彼は彼（ハロルド伯）の許諾なくしては「此の土地を」売却・譲渡することを能くし得ざりき。（In Speleborne Hundredo tenet Herralidus Sancti Trinitatis modo de rege i hidam. Terra, dimidiæ caruce. Ibi est unus uillanus qui tenet eam. Pratum, dimidiæ caruce. Hoc terra ualet x solidos. Quando recepunt, similiter; tempore Regis Edwardi, similiter. Hanc terram tenuit Goldinus homo Comitit Herald; non potuit vendere et dare sine eius licentia.）⁽⁸²⁾」

此のⅠハイドの土地がスペルソオン郡のいまいかなるヴィルにおける夫れであるのか委細不明であるが、「調査」時これをヘルタルドに依つてファアマ・アウトせられていた右の一人のヴィレンこそは、恐らくは、「征服」以前ゾルディング時代より引続き此の土地の土着民として、領主的権威を承認しつつもなお未だ全き隷属民と言わんよりは、多分に古サクソンの自由なる小土地所有（Ⅱハイド的土地所有）農民の伝統を継承・保持しつつあった者であろう、と推測せられるのである。

以上、われわれは、ミドゥルセクス州の宗教的所領、次いでまた世俗的所領におけるヴィレンに依るところの、マナ或いはマナの一部若しくは夫れらに準ずる封建的所領のファアムに関する諸事例を見てきたのであるが、その場合、ファアマたるヴィレンが領主に約したる所の貨幣形態の慣習的固定地代としてのファアムの額は、果して如何なるものであったのであろうか。之を最も良く指し示しているのは、いま、前記ウイールズデンの莊園を聖ポオル大聖堂

参事会よりファームしつつかつた所のかの二十五人のヴィレンたちの場合であると思われる。即ち、彼等は、既に見たごとく、年額六ポンド六シリング六ペンスをファームとして彼等の領主たる聖ポオル大聖堂参事会に支払っているのである。而して、そこに《*ad firmam*》なるフレイズが用いられていないとは言えヴィレンについて《*teneo*》なる語が用いられているところから *de facto* に同じ關係を示していると考えられる、爾余の諸事例の場合にあつても事態は同様であつて、それぞれの場合のファームの額はいまそれぞれの土地の一〇八六年現在の土地所得の形で其処に示されている、と一先ず考えられるのである。

然るに、さきにわれわれが見たサリ州の王領莊園ならざる宗教的所領に関する「ブク」の記述部分には、当サリ州に於て斯くの如き宗教的所領の第一位に位するチャアトシイ Chertsey 修道院領に関する記述の一部として、其処に次の如き注目に値する一節が認められる。

「ウォオキング郡において、当修道院（チャアトシイ修道院）自身（―直領地として）イイストークランタン East Clandon を領有す。エドワード王時代に夫れは「ゲネル地租賦課上」一〇ハイドとして評価せられたり、今や「調査」時に於て）四ハイドとして「評価せらる」。〔「征服」時に〕耕地は五組の犁隊〔による耕作〕に適せり。〔現在「調査」時に於て〕其処に七組の犁隊と共に六人のヴィレンと十二人のボオダアとあり。〔又其処に〕「放牧料」六匹の豚〔に相当する数の豚どもを放ち飼ふ〕にふさはしき〔直當地としての〕森林〔あり〕。エドワード王時代に夫れ（此の莊）は「其の土地所得上」六磅に価ひしたりき。今や〔「調査」時に於て〕「夫れは」四磅〔に価ひす〕、而も、夫れを保有するヴィレンは六磅を納む。〔In Wochinges Hundredo, ipsa abbatia tenet Clanedon. Tempore Regis Edwardi se defendit pro x hidas; modo pro iiii hidas. Terra est v carucis. Ibi vi villani et xii bordarii cum vii

carucis. Silua de vi porcis. Tempore Regis Edwardi valebat vi libras. Modo hii libras ; et tamen uillani qui tenent eam reddunt vi libras.)⁽²⁸⁾

明示的に *ad firmam* なるフレイズは何処にも用いられておらず、単にヴィレンンについて *teneo* なる動詞が用いられているに止まるとは言え、依然そこにヴィレンンによるファアムが事実上行われていたと推断されるころの、右のイーストークランダン村の記述において、いまわれわれの注目に値いするのは、其処では土地の価値 (*ualue*) と地代の収納 (*redditi reddunt*) とがはっきりと区別せられていることである。而も、後者の額が前者の額を上廻っていると云う点である。此の点に於て直ちに想起されるのは、われわれが曾てヴィレンンによるマナのファアムのネガティヴな証拠と看做したところの、かのサリ州の王領荘園ガムシャル村についての「ブック」の記述であろう。すなわち、其処では、「エドワード王時代夫れ (此の荘) は「其の土地所得上」拾五磅に価ひせしが、のち (「征服」時) には拾磅今や (「調査」時に於ては) 式拾磅 (「に価ひす」、而も夫れは參拾磅を納む」とあつたのである。斯くして、われわれは、爰に、前者のイーストークランダン村のファアマたる六人のヴィレンンたちは、「調査」当時の土地の価値の一・五倍に当るものを現実に地代—ファアムとして領主たるチャアトシ修道院に納めており、後者のガムシャル村のファアマたる三十人のヴィレンンたちまた、「調査」当時の土地の価値の一・五倍に当るものをファアムとして領主たる王に納めていたこと、を夫々瞭らかに知り得るのである。しかもイーストークランダンの場合、ファアマたる六人のヴィレンンたちをして彼等のいまファアムする土地の一・五倍にも当るファアムを領主たるチャアトシ修道院に収納することをまさに可能ならしめた所の条件こそは、元来五組の犂隊に依り耕作されるにふさわしい面積の耕地に現に七組の犂隊が作動していると云う、此の土地における「intensive」な農耕事情そのものに他ならなかつたことが知られる

(27)
のいぢぢぢ。

- (21) Vinogradoff, *op. cit.*, p. 440.
(21) Cf. Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 98, Fig. 33.
(14) D. B., I, fol. 127 b. ハヱノスヱノミヅノイヅレヱ' Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 585, Fig. 167 参照。
(15) D. B., I, fol. 128 a. スノエノミヅノイヅレヱ' Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 585, Fig. 167 参照。
(16) D. B., I, fol. 128 a. イヅレノミヅノイヅレヱ' Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 585, Fig. 167 参照。
(17) D. B., I, fol. 128 a.
(18) D. B., I, fol. 128 a. スタケスノミヅノイヅレヱ' Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 101 参照。
(21) D. B., I, fol. 129 a. ノミヅノミヅノイヅレヱ' Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 609, Fig. 179, またコオル
(20) D. B., I, fol. 128 b. ノミヅノミヅノイヅレヱ' *ibid.*, p. 609, Fig. 179 参照。
(21) D. B., I, fol. 129 a.
(22) D. B., I, fol. 129 a. ノミヅノミヅノイヅレヱ' 拙著『形成』三二二—二頁参照。
(23) D. B., I, fol. 130 a.
(24) Cf. Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 101.
(25) D. B., I, fol. 128 b.
(26) D. B., I, fol. 34 a.
(27) Cf. V. C. H., *Surrey*, I, 290; Darby & Campbell, ed., *op. cit.*, p. 379.

III

ヴィレンによるマナあるいはマナの一部若しくは夫れらに準ずる封建的所領のファームに関する「ブク」の諸事例

を、サリ州の北に接するミッドウルセクス州について見て来たわれわれは、同様の「ブク」の事例をこのたびはサリ州の西隣ハンプシア Hampshire 州について見てみなければならぬ。

当時ハンプシア州に於ては、「ブク」に記載されたるハンドレドはその数すべて五十五(?)の多きを算えたが、いまそのうちミイアンストウク Meonstoke 郡とマネブリゲ 'Manebridge' (?) 郡とにおいて、われわれは、其処に、夫々アルヴァストウク Alverstoke 村とシルブルク Millbrook 村と云う、共にウィンチスタ Winchester 司教領たる二つの荘園に関する次の如き記述に接するのである。

「ウィンチスタ」司教自身(—その直領地として)アルヴァストウクを領有す。そは常に「ウィンチスタ司教座大聖堂附属セントースウィズミン St. Swithin」修道院「所領」内に在りたり。エドワード王時代に「初め」そは「地租賦課上」一六ハイドと評価せられたるも、エドワード王を一〇ハイドに引き下げ給へり、而して今日「調査」時に於て)も依然そは一〇ハイドと評価せられあり。ヴィレンどもそを「嘗て」保有したりき、また「現に」保有す。其処に十五組の犁隊と共に四十八人のヴィレンあり。「又」其処に「放牧料」二匹の豚「に相当する数の豚どもを放ち飼ふ」にふさはしき「直営地としての」森林あり。「征服」時に「耕地は十五組の犁隊「による耕作」に適せり。〔此の荘は〕「其の土地所得上」六磅に価ひす、而して常に価ひたりき……。(Ipse episcopus tenet Alwrestoch. Semper fuit in monasterio. Tempore Regis Edwardi se defendit pro xvi hidas, et rex Edward condonavit ut esset pro x hidas, et ita est modo. Ulliani tenuerunt et tenent. Ibi sunt xlviii ulliani cum xv carucis. Silua ibi de ii porcis. Terra est xv carucis. Valet et ualuit semper vi libra……)】

「ウィンチスタ」司教自身(—その直領地として)シルブルクを領有す。そは常に「ウィンチスタ司教座大聖堂

附属ストースウィズイン」修道院「所領」内に在りたり。エドワード王時代に、而して又今日「調査」時）もそは「地租賦課上」五ハイドと評価せらる。ヴィレンどもそを「嘗て」保有したりき、而して「現に」保有す。其処に莊園庁グザルトは存在せず。「征服」時に「耕地は五組の犂隊」による耕作「に適せり。其処に五組の犂隊と共に二十八人のヴィレンあり、また一四エイカの「共同地としての」放牧地「あり」。「其処には又」「放牧料」五匹の豚「に相当する数の豚どもを放ち飼ふ」にふさはしき「直営地としての」森林「あり」。エドワード王時代に、而して又その後「征服」時に、更に今日「調査」時に於ても「此の荘は」「其の土地所得上」百志（五磅）に価ひす。（Ipse episcopus tenet Melebroc. Semper fuit in monasterio. Tempore Regis Edwardi et modo se defendit pro v hidas. Ullani tenerunt et tenent. Non est ibi aula. Terra est v carucis. Ibi sunt xxviii ullani cum v carucis, et xiiii acris prati. Silua de v porcis. Tempore Regis Edwardi et post et modo ualet c solidos.))」⁽⁸³⁾

此処にもそれぞれ彼等の属する莊園をエドワード王時代より「征服」後の一〇八六年の「調査」時点に至る迄引続き「tengo」しつとあるところのヴィレンたちが存在するのであるが、その際彼等ヴィレン——前者アルヴァストウク村にあっては四十八人、後者ミルブルク村にあっては二十八人——が、全体としてその人より当該マナをファアムしつとある、彼等の領主たるウィンチスタ司教に納める所のファアムの額は、アルヴァストウク村の場合六ポンド、ミルブルク村の場合五ポンドであった、と一応判断せられるのである。その場合いま特に注目されるのは、此の両村ともに其処に領主直営耕地を欠如せるのみでなく、就中後者ミルブルク莊園の場合其処に莊園庁 *aula* なるものが存在しなかった (*Non est ibi aula*) と明記されていることである。われわれは、曩にミドゥルセクス州のウィルズデン村におけるロンドン司教座聖ポオル大聖堂参事会領のマナについて、そこに領主直営耕地の欠如せる事実を確認す

る所があったのであるが、いったい *aula* (hall) と称ばれるものは、元来単なる home-farm たるに止まらずまたマナ管理の中心たる機能を具有するところの狭義の *dominicium* (demesne) を代表する *curia* (court) なのであって、その意味において夫れは原則的には、一個のマナに不可欠の構成要素を表わし、夫れが領主又は其の代理人の居住の場所であった限りにおいて、或る意味ではマナそれ自身であったとも謂い得るのである。然し乍ら、当時現実に荘園庁なきマナがあり得なかつた訣では決してなく、事実屢々存したのであった。而して斯かる荘園庁なきマナこそは、専ら農民たちのみが其処に居住して土地耕作に従事しつつある——ファアム・アウトせられたところの、まさに領主直営耕地の欠如せるマナの典型的形態を表わすものに他ならなかつたのである。

ヴィレンによるマナのファアムに関する事例は、われわれが上に見たることくサリ・ミドゥルセクス・ハンブシア等の諸州の存する南東部イングランドに是れを指摘し得るに止まらない。南西部イングランドの、例えばデヴン Devon 州に於てもわれわれは是れを見出すことができる。⁽³⁰⁾

「ブク」は、同州における直接受封者の所領のうち、エクシタ「司教座大聖堂参事会員」のゴシリン Goscelinus de Excestre の夫れの一部に就いて次のごとき記述を残している。

「エクシタのゴシリンは王より許されて *Herstankhaia* を領有す。ケイニスタ *Canistre* なる者「嘗て」エドワード王時代を領有し、一ハイド半「の土地」に相当する地租グアットを納めたりき、而して彼は彼の欲せし処いづこへなりとも往くことを能くし得き。「征服」時に「耕地は三組の犁隊「による耕作」に適せり。これら「の犁隊」を六人のヴィレン其処に有す。其処には「*Banalité*」として収益「拾五片を生みつつある一つの「直営地としての」粉碾場あり、また五エイカの「共同地としての」牧草地あり。「共同地としての」放牧地「は」長さ二ファアロング、幅一ファアロ

ンツ〔たり〕。そは貳拾志(壹磅)の地代を生む。((Goscelmus de Excestre tenet de rege Herstanhaia. Canistre tenebat tempore Regis Edwardi et geldabat pro hida et dimidia et poterat ire quo ualebat. Terra est iii carucis. Has habent ibi vi uillani. Ibi molinus reddens xv denarios et v acre prati. Pastura ii quarentenae longitudine et i quarentena latitudine. Reddit xx solidos.))」

見らるることく、そこには何処にも此れら六人のヴィレンたちが全体として当時此の小莊園を領主のゴシリンよりフアムしつゝあつたことを想わしめる記述は存しない。

然しながら、此の村に関しては、「ブク」とは別に、南西部イングランドの、サマシト Somerset、コオンワル Cornwall 両州のほぼ全土、デウン州の大部分、ドオシト Dorset 州の凡そ半ば、ウィルトミア Wiltshire 州の「つ」のmanaに関する、「ブク」編纂に先立ち「調査」の original returns を整理したるものを主体とする、そのうちに「ブク」に収録せられていない事項を多く含む所の、メイトランドのいわゆる「Domesday satellites」のひとつ——元来デウンのエクシタ司教座大聖堂の図書室に保存され来たところから通常《Liber Exoniensis》又は「Exon Domesday」の名を以て知られる——に記述せられたところがある。すなわち、其の「エクシタのゴシリンの土地」(Terra Goscelmi de Essicestra)の箇所は、次のごとく読まれるのである。

「ゴシリンは Herstanahaia と称はるる一つの莊を有す、それをケイニスタ Canistrus なる者エドワード王の生き且つ死に給ひたる日に領有したりき、而して彼 (Canistrus) は彼の好みし如何なる主人の許にも赴くことを能くし得き。〔当時〕此の〔莊〕は一ハイド半〔の土地〕に相当する地租を支払ひたりき。此れら〔の土地〕は三組の摯隊に依り耕作せられ得。其処(此の莊)にゴシリン六人のヴィレンを有す、彼等は此の一ハイド半〔の土地〕並びに此れ

ら三組の整隊をマアムとして保有す、而して年に〔banaliteとして収益〕拾五片を生む一つの〔直營地としての〕粉碾場、五エイカの〔共同地としての〕牧草地、長さ二マアロンツに幅一マアロンツの〔共同地としての〕放牧地〔あり〕、而して夫れ（此の荘）は年式拾志（壹磅）の地代を生む。（Goscelmus habet i mansionem que uocatur Herstanahaia quam tenuit Canistrus ea die qua Rex Edwardus fuit vivus et mortuus et poterat ire ad quemlibet dominum. Hæc reddidit gildum pro hida et dimidia. Has possunt arare iii caruce. Ibi habet G[oscelmus] vi uillanos (sic) qui habent hanc hidam et dimidiam et has iii carucis ad firmam, et i molendinum qui reddit per annum xv denarios et v agros prati et ii quadragenarias pascue in longitudine et i in latitudine et reddit (sic) per annum xx solidos.))⁽⁸⁸⁾」

見らるる)とへく、*Herstanahaia* と *Herstanahaia* とその綴りに一字の相異こそあれ、「ブック」「イクスノードウムズデイ」両書の記述が同一の村落に関するものであることは一目瞭然である。⁽⁸⁶⁾とすれば、「ブック」の記述は、「イクスノードウムズデイ」の記述の比照に依って初めて能くその本来の意味を把握し得る筈であり、一〇八六年当時此の村の六人のヴィレンたちは全体として此の荘園をファアムしつゝあつたことが判然とするのである。

また、「ブック」は、同じくデヴン州の直接受封者の所領の一つ、「チスレニエル伯の息リシヤアルの土地」(Terra Ricardi filius Gisleberti Comitit) に関して、次のごとく述べている。

「チスレニエル伯の息リシヤアルは王より許されてリムストーン (Lymptstone; *Levestona*) を領有す、而してウィリアム *Willelmus* なる者〔また〕彼 (リシヤアル) より許されて〔同処を領有す〕。サファド *Sauwardus* なる者〔嘗て〕エトワフアド王時代にそを領有したりき、而して〔当時〕そは一ハイドと一ヴァアギトの土地に相当する地租

を納めたりき。「征服」時に「耕地は八組の犁隊〔による耕作〕に適せり。其処（此の荘）には十人のヴィレンと六人のボオダアと二人の奴隸と存す。嘗ての「時代、そは」拾磅〔に価ひしき〕。今や〔調査〕時に於て）そは八磅に価ひしき。〔Ricardus filius Gisleberti tenet de rege Levestone et Willelmus de eo. Sauwardus tenebat tempore Regis Edwardi et geldabat pro una hida et una virgata terre. Terra est viii carucis. Ibi sunt x uillani et vi bordarii et ii serui. Olim, x libras. Modo ualet viii libras.〕⁽⁸⁵⁾」
見らるるごとく、此の場合に於ても、斯かる一群の隷屬的農民たちが全体として、此の莊園を、領主たる・リシャルのサブテナント・ウィリアムよりファアムしつつかあることを示す、如何なる記述も其処には存しない。

然し乍ら、此の村に關しても、「イクスノードウムズデイ」の、「デウンシアにおける仏蘭西人騎士たちの土地」(Terre Francorum militum in Devenesira)の箇所の一節として、われわれはまさしく次の如く読むのである。

「サスレニエル伯の息リシャルは、リムストウン *Leuestone* と稱はるる所の一つの莊を有す、そを、サワアド *Sauwardus* なる者エドワッド王の生き且つ死に給ひたる日に領有したりき、而して「当時」そは、一ハイドと一ヴァアギト〔の土地〕に相当する地租ゲルトを支払ひたりき。此の「土地」は八組の犁隊に依り耕作せられ得。こをウィリアム・カブラ *Willelmus Capra* なる者、リシャルより許されて領有す。此の「土地」に關して、十人のヴィレンと六人のボオダアと二人の奴隸とは、八磅をファアムとしてウィリアムに納む。而してリシャルの此の莊を「征服」時に王より受領せし」とき、そは拾磅に価ひしたりき。〔Ricardus filius Gisleberti Comitibus habet i mansionem quae uocatur Leuestona quam tenuit Sauwardus ea die qua Rex Edwardus fuit vivus et mortuus et reddidit gildum pro i hida et i uirga. Hanc possunt arare viii caruce. Hanc tenet Willelmus Capra de Ricardo. De hac reddunt x

uillani et vi bordarii et ii serui viii libras ad firmam Willelmo. Et quando Ricardus hanc mansionem
[recepit] ualebat x libras.]]⁽⁸⁹⁾

見らるる如く、チスレベエル伯の息子リシヤアルのサブテナントたるウィリアム・カブラが領有するリムストウンの莊園の場合も、此の莊園に関するさきの「ブク」の記述の真に意味する所のものは、同じ此の莊園に関する「イクスノードウムスデイ」の記述を併せ読むことに依り初めて能く之を把握し得るのであり、此処でも一〇八六年当時此の村の隷属的農民たちは全体として此の莊園をファームしつゝあつたことが歴然とするのである。

その場合、此のリムストウン莊園の隷属的農民としては十人のウィレンのほかに、其処に六人のポオダア、二人の奴隷の認められることが注目せられる。ポオダア *bordarii* は、「ブク」に於ては、その種々の形態の「小屋住農」(*cotarii, cosceles, cosceles, coteri*)と並んで、ウィレン *villani* より下層の、一般に中世的な直接的生産者——直接耕作に従事する土地占有者としての封建的隷属農民中その零細農の階層を代表する者であり、少くとも其の一部は、「征服」以前のアングロウ・サクソン時代末期の「レクティトゥディネス」(*Rectitudines Singularum Personarum*)におけるコトセトラ *kotsetla* 同様、元来アングロウ・サクソンの奴隷 *theow* の解放せられたる者の社会的末裔に属するのであるが、奴隷がテナントたるウィレン・ポオダアと並んで此処に登場するのは、或いは甚だしく奇異に感ぜられるかも知れぬ。言う迄もなく、もともと奴隷は、古代的な直接的生産者として、*de iure* にはもちろんデーファクトーにも生産手段の所有・占有より「経済外的強制」(*auberökonomischer Zwang*) に依つて全く切り離されているのが、その常態だからである。然しながら、此のリムストウン莊園の二名の奴隷の場合、彼等は斯かる本来的な「被給養奴隷」(*serui probendarii*) より、既に「保有奴隷」(*serui casati*) に移行・転化していたものと考えられ、彼等

は、法的身分的には兎も角、その社会的経済的実体には、最早マルクスの謂うところの „self-sustaining serf” [sich selbsterhaltender Leibeigene]⁽⁴⁰⁾ の範疇に入れらるべき者であった」と筆者には推断せられるのである。

- (28) D. B., I, fol. 41 b. ノルマストウンのつづきは、H. C. Darby & G. R. Versey, *Domesday Gazetteer* (Cambridge, 1975) [A book in the series: *The Domesday Geography of England*, ed. by H. C. Darby], Map 21 参照。
- (29) D. B., I, fol. 41 b. ミルブルクにつづきは、H. C. Darby & G. R. Versey, *ibid.*, Map 21 参照。
- (30) 但、デヴン州に関しては、此の州における所領の記述にあたって、「ブック」も後述の「イクスノードマウムスデイ」も孰れも、当該所領の属するハンドレド名は之を明らかにしていない。従って、此の州の場合地名の同定 (identification) は頗る困難なところを承知しておく必要がある。
- (31) Cf. V. C. H., *Devon*, I, 501, note 6.
- (32) D. B., I, fol. 113 a.
- (33) Maitland, *op. cit.*, p. 1.
- (34) 引用は、前記「ブック」の補巻^{アイトン} (註 1 参照) に収録されたテクストに拠って、D. B., IV, p. x (fol. 7) の形で行う。
- (35) D. B., IV, p. 371 (fol. 398).
- (36) Cf. V. C. H., *Devon*, I, 501, note 7.
- (37) D. B., I, fol. 113 a.
- (38) D. B., IV, p. 425 (fol. 460).
- (39) 詳細は、拙著『形成』第五篇、特にその二九五—三〇五頁を参照せられたい。
- (40) Karl Marx, *Das Kapital* (Ausg. v. M.-E.-L. I.), III, 840.

IV

といった、一〇八六年現在総数二五、一五六を算せる「ブック」の奴隷⁽⁴¹⁾の社会・経済的性格に関しては、従来研究者

に依って一般に言わばアープリオリに「被給養奴隷」であると看做されきたっている。⁽⁴²⁾ 例えば、一昨年(一九七四)物故せるフィンバアグは、一九五一年一躍彼の名を学界に高からしめた、その代表作『タヴィストック修道院』⁽⁴³⁾ において、「ドウムズデイーブクの *servus* の地位にはなんらの曖昧さも存しない。彼は *mane* すなわちアングロウーサクソン諸法の *theow* である。彼は購入し得、或いは売却し得る……」⁽⁴⁴⁾ と断定し、ヴィノグラードフが嘗て「ブク」の *servi* を 'sets or slaves' とした⁽⁴⁵⁾ ことを問題とし、又「ドウムズデイの *servus* を訳すのに常習的に 'set' なる語を用いることに依って、『ヴィクトリア女王記念イングランド諸州史』は混乱に一層輪をかけた」と『諸州史』における「ブク」のテクストの一九〇〇年以前のすべての訳者たちを非難する態度を表明しているのである。⁽⁴⁶⁾

然しながら、「ブク」における *servus* を以て、一概にいま、その人格が全面的に否定せられた物件——いわゆる *instrumentum vocale* すなわち、彼自身生産手段の一部を構成するものとして、その生産物の一切を挙げて彼の人格の所有主に取り上げられ、ただ所有主に依って養われるのみで、家族の形成すら之を認められざる直接的生産者と断じ去るのは、いかがなものであろうか。

夫れに就いては、爰に興味深い一つの史料が残されている。

今日オクスフォード大学ボドゥリ図書館 Bodleian Library, Oxford には、未刊の「マリアーヌス年代記のヘリフォード司教ロベールに依る抜萃」(Exce[r]ptio Roberti Herefordensis Episcopi de Chronica Mariani) と題する、すべて二十四章より成るところの小冊子のマニユスクリプトが所蔵されているが、その第七章には、次のような記述が見出されるのである。

「彼の治世第廿年に、イングランド人の王ウィリアムの命に依り、イングランド全土の、「すなはち」其の各州の

土地の、夫々すべての有力者たちの領地の、一つの調査行はれたり。此の「調査」は、耕地と居住地とに關し、自由民は固よりまた不自由民、家と耕地持分とを有したる者は固よりまた小屋に住みし者に關し、犂隊、馬匹その他の家畜に關し、全土に在るところの総ての者より受くべき諸奉仕、諸給付に關し、なされたり。他の（一第二次の）調査員達（調査團）は、最初の（一第一次の）者達（調査團）に続けり。「すなはち」人々は、彼等が最初の調査「結果」を確認するの機会を与へられんがために、而して若しまた必要とあらば、夫れ（最初の調査結果）の創出者達を王に對し罪を犯せる者として告発するの機会を与へられんがために、彼等の知らざりしところの、彼等自身にとり未知の土地たりしところの、諸州に派遣せられたり。而して「その後」国土は王の金錢（ゲルド）の徵集に起因する幾多の慘禍に悩まされしことなりぬ。（*Hic est annus xx^{mus} Vuillelmi, Regis Anglorum, quo iubente hoc anno totius Angliae facta est descriptio in agris singularum provinciarum, in possessionibus singularum procerum, in agris eorum, in mansionibus, in hominibus, tam servis quam liberis, tam in tuguria tantum habitantibus, quam in domos et agros possidentibus, in carrucis, in equis, et caeteris animalibus, in servitio et censu totius terrae omnium. Alii inquisitores post alios, et ignoti ad ignotas mittebantur provincias, ut alii aliorum descriptionem reprehenderent et regi eos reos constituerent. Et vexata est terra multis cladibus ex congregatione regalis pecuniae procedentibus.*）⁽⁴⁾」

右のテキストは、抑々一九〇七年前記ボドゥリ図書館のマニエスクリプトの蒐集中から当時その実証的能力に於てかのラウンドを除き彼の右に出ずる者無しとされた独学の天才的文献学者ステイヴンソンに依り発見せられ、『英
国史学評論』誌上に報告、公表せられたものである。筆者ロベールは *Robert Losinga* とも言われ、もと大陸ロレエ

又地方の出身、一〇七九年より一〇九五年の其の死に至るまでヘリフォード Hereford 司教の地位に在り、フルダに隱遁生活を送れるのちマインツに歿せるもとアイルランド出身の修道僧 Marianus Scotus (1028~82) の有名な年代記をイングランドに将来せる者とされるが、学識ある此の聖職者の前記小冊子の内容は、実は其の表題の暗示するが如きものとは凡そ程遠く、マリアーヌスの年代記に基づき彼のクロノロチイに関する技術論を展開せるものである。而して、「ブク」が成立したと同じ、一〇八六年に偶々書かれた右の小冊子の前掲記述部分は、今日「ブク」の成立過程に関する研究に於て最高水準を代表するギャルブレイスに従えば、そのオリヂナルな文書形態に於て、‘an absolutely contemporary literary account,’ ‘the earliest and most reliable record of what was done in 1086’ とその史料的价值を評価せられるものであり、かの「アングロウーサクソン年代記」Anglo-Saxon Chronicle 一〇八五年の条の周知の「調査」に関する記述を補足するもの、否夫れ以上に典拠的价值を有するものであるとさえされて、当時征服王に対し騎士十五人を差出すべき軍事的奉仕の義務を負える当代の重要な直接的受封者ヘリフォード司教ロベエル自身、「年代記」に曰うところの一〇八五年の降誕祭後のグロスタ Gloucester⁽⁴⁸⁾における征服王の賢人たちとの「深甚なる談合」(swithe deoþe spæce)の席に列なった人物の一人に相違ないとせられ、その生涯の大部分を「ブク」の研究に捧げて先頃物故せるドゥウムズデイ学者フィンに依つても亦、ロベエルの右の記述は、恐らくは当時征服王に依つて諸方に派遣された「第二次」調査員団(Legati)の一人であつたであろう人物の手に成る所の記述と看做されているのである。⁽⁵⁰⁾

扱て、「ブク」の成立過程に関する第一次史料として上述のごとく高く評価せられる所の右の記述に就いて、われわれのいま深く留意せねばならないこと——夫れは従来管見の及ぶ限りに於ていまだ何びとに依つても十分適切なる

注意を払われていない点であるが——は、そこに「自由民は固よりまた不自由民、家と耕地持分とを有したる者は固よりまた小屋に住みし者」(*hominibus, tam servis quam liberis, tam in tuguria tantum habitantibus, quam in domos et agros possidentibus*)なるフレイズの存することである。是れは、瞭らかに、その前半は当時の農民を彼等の法的身分の観点より分類し、その後半はこれを彼等の経済的条件の観点より分類しているのであって、前後はアボジシヨンの關係に於て明白に相照応し、「自由民」は「家と耕地とを有したる者」に他ならず、「不自由民」は「小屋に住みし者」に他ならないのである。即ち、當時法的に、「不自由民」たりし所の奴隸は一般に「小屋に住みし者」、まさしく *'huted slaves, 'servi casati* ——之を要するに「保有奴隸」であつたのであつて、法的には飽くまで自由民たりしところのヴィレン(51)といまその社会・経済的実体を同じうする存在こそが、当時「事情に十分精通していたに相違ない」(52)ロベエルに依つて其処に表象せられていることが瞭らかに理解せられるのである。(53)

斯くて、われわれは、フィンバアグの如く「ブク」における *servi* を以て、概に自由市場 (*open market*) に於て普通売買せられ得たであろう所の *servi probendarii* (「被給養奴隸」) であつたと断することを得ないのであるが、以下このことをなおデウン州について、今少しく具体的に検討してみよう。

デウン州には、一〇八六年当時、そこに直接受封者としてバクファスト *Backfast*、タヴィストクという二つの修道院が存したが、前者の土地に関して、まず「ブク」には次のごとき記述が見出される。

「バクファスト *Boçfestre* は修道院の首地たり。そは絶えて地租ザヤを支払ひしことなし。其処には一人の鍛冶、二組の掣隊と共に十人の奴隸あり。森林 *silua* は、長さ一リイグ *leuca*、幅半リイグたり。(Bvoçfestre est caput abbatiæ. Nunquam geldaut. Ibi est lunus faber et x servi cum ii carucis. Silua i leuca longitudine et

dimidia leuca latitudine.))⁽⁵⁴⁾

而して、右の「ブク」の記述に照応する例の「イクスノードゥウムズデイ」の同じバクファストに関する記述は、左の如きものである。

「修道院長、バクファスト *Bulfestra* と称ばるる一つの荘を有す、而してそは修道院の首地なるが、こは絶えて地租を納めたることなし。其処に修道院長、一人の鍛冶と、二組の犁隊を有する十人の奴隸とを有す、而して其処に修道院長三匹の豚〔を放牧料として徴する権利〕を有するも、〔そは〕長さ一リイグ *leuga*、幅半リイグの〔直営地として〕雑木林 *nemusculum* に関して〔の事なり〕。〔Abbas habet i mansionem quæ uocatur Bulfestra et est caput abbatie et ista nunquam reddidit gildum. Ibi habet abbas i fabrum et x seruos qui habent ii carucas et ibi habet abbas iii porcos et i leugam memoris in longitudine et dimidiam in latitudine.〕⁽⁵⁵⁾

それぞれに記述せられた事柄に関しては、その間に豪も本質的に齟齬する所の認められない「ブク」・「イクスノードゥウムズデイ」の右の両記述中、後者について、フィンバアグは、其処に出てくる二組の犁隊は果してバクファスト修道院長の土地——即ちわれわれの謂う此の荘園の「領主直営耕地」——以外の何らかの土地——即ちわれわれの謂う「農民保有耕地」——に於ける使用に供するためのものであるか否かを、夫れはなんら語っていないとする。而していま斯く言うことに依って、彼は、暗に、此の二組の犁隊の使用せられる場面は領主直営耕地を措いて他なしとする認識を示しているのであるが、⁽⁵⁶⁾斯かるフィンバアグ流の認識には、一般に、奴隸は本来原則として直営「耕」地のイクリメントの一部をなすものである、⁽⁵⁷⁾と云うことがその暗黙の前提となっているのである。然し乍ら、此の前提はその場合の奴隸が「被給養奴隸」である場合のみ妥当なる認識である、と云うことができる。然るに、いま「領主

「ハントウツアカ手工業者」たる一人の鍛冶とともにバクファスト修道院長の所有に係わる十人の奴隷は、二組の犁隊といふまさしく生産条件を占有しており（従つて直接的生産者としての彼等自身が最早即的に生産条件たり得ないことは自明の理である）、それらの犁隊は如何なる意味に於ても彼等の主人の直営耕地に属しているものとは言い得ないと同時に、それらを占有する所の彼等自身も亦如何なる意味に於ても「主人の食卓から食餌を給せられる」所の「被給養奴隷」であるとは言い得ないのであつて、彼等が彼等自身の犁隊を現に働かせているところは、彼等にとつての——或る意味で彼等自身のものである所の——耕地、夫れを耕作することに依つて彼等自身並びに彼等の家族を扶養する所の耕地、とりもなおさず「農民保有耕地」である他はないのである。即ち、これら十人のバクファストの奴隷たちは「まことに法の問題としてではなく、経済上の慣例の問題として」(not indeed as a matter of law, but as a matter of economic usage)⁽⁸⁸⁾、'servi'であると同時に、'villani'であると言ふべきである。

同様の事情は、デヴン州の州奉行ツェネリッフボウルドウィン *Baldwinus Vicecomes* の土地の一部に就いても之を瞭らかに看取することができる。すなわち、まず、「ブク」には、

「*Rolf*, *Rolf*, *ボウルドウィン*より許されてボアズリ *Bosie* を領有す。〔嘗て〕ブリクトリク *Brichric* なる者^ヲをエドワード王時代に領有したりき、而してそは一ヴァアギトの土地に相当する地租^{ゲルデ}を納めたりき。〔征服〕時に〕耕地は八組の犁隊〔による耕作〕に適せり。〔現在〕調査〕時に於て〕領主直営耕地には一組半の犁隊あり、而して〔農民保有耕地には〕一組の犁隊と共に七人の奴隷存す。其処には六〇エイカの〔共同地としての〕牧草地あり、又六〇エイカの〔共同地としての〕放牧地あり、又二エイカの〔共同地としての〕雑木林 *silva minuta* あり。嘗ての〔時代、そは〕参拾志〔に〕価ひしたりき。今や〔調査〕時に於て〕そは四拾志に価ひす。(*Rolf tenet de Balduino*)

Boslie. Brictric tenebat tempore Regis Edwardi et geldabat pro una virgata terræ. Terra est viii carucis. In dominio est i caruca et dimidia et vii serui cum i caruca. Ibi lx acre præ et lx acre pasture et ii acre siluæ minutæ. Olim xxx solidos. Modo ualet xl solidos.]]⁽⁸⁵⁾

とあるが、「イクスノードウムスデイ」には、此の同じ土地に就いて又次の如く読まれるのである。

「ボウルドウィン、ボアスリ Bosleia と称はるゝ一つの荘を有す、そをプリストリク Bristricu なる者エドワード王の生き且つ死に給ひたる日に領有したりき、而して「当時」そは一ヴァアギト「の土地」に相当する地租を支払ひたりき。此の「土地」は八組の犁隊に依り耕作せられ得、而して今や夫れをロルフ Rofus なる者、ボウルドウィンより許されて領有す。その「土地」に關して「まつ」ロルフ、一フマプリンダ Ferdinus (＝四分一ヴァアギト) と一組半の犁隊とを領主直管耕地に於て有す、而してウイレンどもその他の (―残余の) 地面を「農民保有耕地として」保有し且つ其処に一組の犁隊を有す。其処(此の荘)にロルフは七人の奴隸と十二頭の牛と四十四の羊と十二匹の山羊とニエイカの「共同地としての」雑木林 nemusculum と六〇エイカの「共同地としての」牧草地と六〇エイカの「共同地としての」放牧地とを有す。此の「荘」は四拾志に佃ひす、而してボウルドウィン「此の荘を」「征服」時に王より」受領せしとき、そは參拾志に佃ひす。(Balduinus habet i mansionem quæ uocatur Bosleia quam tenuit Bristricu ea die qua Rex Edwardus fuit vivus et mortuus et reddidit gildum pro i virga. Hanc possunt arare viii carucæ et modo tenet eam Rofus de Balduino. Inde habet Rofus i ferdinum et i carrucam et dimidiam in dominio et uillani tenent aliam terram et habent ibi i carrucam. Ibi habet Rofus vii seruos et xii animalia et xl ques et xii capras et ii agros nemusculi et lx agros prati et lx agros pascuæ. Hæc ualet

xl solidos et quando Baldunus recepit valebat xxx solidos.]]⁽³⁸⁾

此の後者の記述に関して、フィンバグは、また曰う。——此の記述に出てくるボアズリの荘園は、奴隷が土地と犂隊とを所有する者としてはつきりと現われるデヴン州の荘園の唯一の例であるが、此の場合の如きは余りにも例外的で其の記録の措辞上そこに何らかの錯誤あるやを想わしめ、而もいま記録された住民が悉く *servi* のみより構成されているのは、一人乃至二人の *villanus* が記録から省略されているものと疑われない訣にはいかない、⁽³⁹⁾と。

然しながら、われわれがいま、此のボアズリの奴隷また、さきのバクファストの奴隷同様、「被給養奴隷」に非ざるところの「保有奴隷」であり、「イクスンドゥウムズデイ」の記述に於ては——夫れには十分理由のあることであるが——タアミノロチイのうえで奴隷とヴィレンとは混同されている、と観る立場に立つとき、テクスト解釈上の一切のアボリアー *'aropā'* は立ちどころに解消することになるのである。

(41) Ellis, *op. cit.*, II, 514.

(42) F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (3rd ed., 1971, Oxford), p. 477 — The *servi* and *ancillae* of Domesday Book are undoubtedly male and female slaves. They are normally regarded as part of the equipment of the lord's demesne, and in most entries they can be distinguished clearly enough from the general body of the manorial peasantry.

(43) H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey, A Study in the Social and Economic History of Devon* (Cambridge, 1951).

(44) *Ibid.*, p. 60.

(45) Vinogradoff, *op. cit.*, p. 463.

(46) Cf. Finberg, *op. cit.*, p. 84.

(47) W. H. Stevenson, "A Contemporary Description of the Domesday Survey," *English Historical Review*, Vol.

- xxii (1907), p. 74.
- (87) *Two of the Saxon Chronicles Parallel*, ed. by Charles Plummer (2 vols., 1892-96, Oxford), I, 216.
- (88) Cf. Galbraith, *op. cit.*, pp. 11, 22, *et passim*; *idem*, *The Making of Domesday Book* (Oxford, 1961), pp. 3, 52f., *et passim*.
- (89) R. W. Finn, *Domesday Studies: The Liber Exoniensis* (London, 1964), p. 13.
- (90) Stenton, *op. cit.*, p. 477. — At a later time this word (*villani*) became restricted to the unfree portion of the manorial peasantry, but in the eleventh century *villanus* meant no more than 'villager', and carried no suggestion of unfree status.
- (91) R. W. Finn, *An Introduction to Domesday Book* (London, 1963), p. 7.
- (92) Cf. Stenton, *op. cit.*, p. 479 f.
- (93) D. B., I, fol. 104 a.
- (94) D. B., IV, p. 169 (fol. 183).
- (95) Finberg, *op. cit.*, p. 60, note 3.
- (96) 註(42) 参照。
- (97) Maitland, *op. cit.*, p. 34.
- (98) D. B., I, fol. 105 b.
- (99) D. B., IV, p. 265 (fol. 288 b).
- (100) Finberg, *op. cit.*, p. 60, note 3.

V

前々節に於て、ヴィレンに代表される一般に隷属農民に依る所のマナのファアムに関する事例をデヴン州に就いて

探ったわれわれは、爰に再び南東部イングランドに引返し此のたびは同様の事例をサリ州の東隣なるケント Kent 州に就いて見てみなければならぬ。

一〇八六年当時ケント州に於て直接受封者の一人として広大なる封土を有せるバユウ Bayeux 司教オドオ Odo の土地に関する「ブック」の記述部分—「バユウ司教の土地」(Terra Episcopi Baiocensis) には、そのウィワルト区 (Lest de Winarlet, 現在のスクレイ区 Scray Lathes) ⁽⁶²⁾ の箇所のフェヴァンシヤム *Faureslant* 郡の項下に、次の如一節が見出される。

「アダム、司教より許されてオオ Ore (Oare) における一ヨウク *jugum* (＝四分一スルンク *suling*) ⁽⁶³⁾ 〔の土地〕を領有す、而してそは「地租賦課上」一ヨウクとして評価せらる。〔「征服」時に〕耕地は一組の犁隊〔による耕作〕に適せり。此の「土地」を三人のヴィレン今日ファームとして保有し、式拾志(壹磅)を支払ふ、而して夫れ(此の土地)は「エドワード王時代も其後も」常に等しき価値を有しき。其処には一つの教会あり。〔嘗て〕レウォルド *Leuold* なる者エドワード王より許されて此の土地を領有したりき。(Adam tenet de episcopo unum jugum in Ore, et pro i jugo se defendit. Terra est i caruce. Hanc tenent iii uillani modo ad firmam, et reddunt xx solidos, et tantundem semper ualuit. Ibi ecclesia est. Leuold tenuit de Rege E[dwardo])」

見らるるごとく、此のアダムと謂えるオドオのサブテナントの隸属農民たる三人のヴィレンたちまた、全体として右のオオの一ヨウクの土地を彼等の直接の領主 (*capitulis dominus*) たるアダムよりファーム・アウトせられ、いま其の反対給付として一ポンドのファームを支払っているのである。

然るに、右の一ヨウクの土地は、元来アダムがオドオから当時再下封せられていたオオの土地の総てでは決し

てなかつた。同じ「ブク」の「バユウの司教の土地」のウィワルト区の記述箇所のいま一つ別のフェヴァシヤム郡の項下には、次のごとき一節が見出されるのである。

「アダム、司教より許されてオオ Ore を領有す、そは「ゲル地租賦課上」ニスルンゲ solinus (＝二ハイド)として評価せらる。「征服」時に「耕地は四組の犁隊」による耕作」に適せり。「現在」調査」時に於て」領主直営耕地には一組「の犁隊」あり、而して「農民保有耕地に於ては」十人のヴィレン、十人のポオダアと共に二組の犁隊を有す。其処には半ば「が其処に属する」教会あり、又式拾式志の「banalite 収益を拳ぐる」一つの「直営地としての」粉碾場あり、又使用料を課せられざる(一共同地としての)二つの漁場あり、又式拾八片の「banalite 収益を拳ぐる」一つの「直営地としての」塩竈しほがまあり。「なほ、其処には」「放牧料」六匹の豚「に相当する数の豚どもを放ち飼ふにふさはしき」「直営地としての」森林「あり」。エドワード王時代そは「其の土地所得上」四磅に佃ひせしが、のち「征服」時」には六拾志(參磅)。今や「調査」時に於て)百志(五磅)「に佃ひす」。「嘗て」トゥルギス Turgis なる者そをエドワード王より許されて保有したりき。(Adann tenet de episcopo Ore, pro ii solinus se defendit. Terra est iiii cartucis. In dominio est una, et x uillani cum x bordarii habent ii cartucis. Ibi dimidia secclesia et unus molinus de xxii solidos, et ii piscarie sine censu, et i falna de xxviii denaris. Silua vi porcis. Tempore Regis Edwardi ualebat iiii libras, et post, lx solidos. Modo, c solidos. Turgis tenuit de Rege E[dwardo].)」

すなわち、いま改めて前者の一節を後者の一節とつき合せて読むとき、われわれは、抑々此のフェヴァシヤム郡のオオなるヴィルは「調査」当時、封建的所領としては、領主を同じうする二箇の事実上のマナに分割されていたこと

を知るのである。而も、斯かる所領構造の關係が「征服」以前よりの連続的關係に他ならぬことは、その一ヨウクの所領部分は「征服」以前レウォルドこれを領有し、その二スルグの所領部分は「征服」以前トゥルギスこれを領有したる一事のみを以てしても、思い半ばに過ぎるものがあるであらう。(但、前者のより小さき所領部分には一つの教会存し、後者のより大いなる所領部分には却つて二分の一教会が存する、と云うのは、理解に苦しむ。是れは、或いは、前者もまた二分の一教会であつて、一つの教区パリスとしては一つのヴィルに一致する当オオ村の教会は現実に唯一つ存するに過ぎず、唯領主の教会收入上形式的に兩所領にまさに二分の一ずつ所屬すると云う關係に在つたのではあるまいか)⁶⁶ 孰れにしてもわれわれの此の場合に於て注目すべきことは、此のオオなるヴィルが、われわれが曩に見たミドウルセクス州の宗教的所領、かのロンドン司教座聖ボオル大聖堂の直領地中のホクスタン村・イズリントン村同様、封建的所領としては二つに分割せられていること、剩えなお、イズリントン村の場合同様、此の村におけるヴィレン階層の一部(十三人中の三人)のみがいま全体として領主より其の所領をファアマムしつつかある、ファアマの共同体を形成しており、夫れはヴィル共同体とは自ら異なるものとして區別せられること、であらう。而して、斯かるヴィル共同体とは區別せられるファアマ共同体こそいま事実上のマナ共同体に他ならなかつたことが、此のオオ村のファアマアウトされた封建的所領について、われわれに依つて最後に確認せられるのである。

(62) ケントに独自の行政的単位たる *lathe (tith)* は、元來、アングロウ・サクソンの七王国時代(第八世紀)このかた一つの王国よりも小さき地域的単位を表わす、羅甸で *regio* あるいは *provincia* と稱されたものの本來的なイングリッシュの表現として、恰もウェシクスその他西部・北部イングランドの *scir*、サシクス *Sussex* の *rape* に當るものであるが、ウェシクスによるイングランド王国の政治的統一以後は、サシクスの *rape* と同様、シャイアとハンドレドとの中間項を表わした。「ブック」においては、いまケント州全体で其処に六つの *lathe* が挙げられている。委細は *Stenton, op. cit., pp. 293 ff.*;

J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (London, 1937), p. 10; *idem*, *Pre-Feudal England, The Jutes* (Oxford, 1933), Chapter I, (c) *The Lathes* 等参照。

(33) *silung* じゆんじゆ 拙著『形成』一三五頁参照。

(64) D. B., I, fol. 10 a.

(59) D. B., I, fol. 10 a.

(66) 此の時代の村の教会と荘園領主との関係、特に前者が後者の収入源の一つを構成せる事情に就いては、ステントンの初期傑作 F. M. Stenton, *William the Conqueror and the Rule of Normans* (1908, London, revised, 1925; Reprinted, 1966, New York), pp. 480 f. 参照。

VI

嘗て今次大戦前——一九三五年、コスミンスキイは、『経済史評論』誌上に掲載せられた周知の論文に於て、「ヴィノグラードフと彼の門下たちは、ゲルマン的共同体の古き自由を後世（—中世）のマナの上部構造に〔照応する其の下部構造として〕併置 juxtapose する所の彼等のお気に入りへの仕方を展開する過程で、マナにおける共同体的自治の要素を不必要なまでに強調し、マナ裁判所の演ぜる役割を史料の許容する限度を超えて誇張し、マナの慣習の価値をヴィレンの自由を守る保障として過大に評価した嫌いがある」と述べたことがある。⁽⁶⁷⁾然し乍ら、斯くいま行過ぎを警告したことに依って、彼れコスミンスキイの真意が抑々「マナにおける共同体的自治の要素」(the elements of communal self-government in the manors) を全面的に否定するところには在ったと解することの当らなことは、言を俟たないところである。——「マナの慣習」(consuetudo maneris) とともにマナに現実に働ける「領主の恣意」

(*voluntas domini*)、此の両者の客観的な緊張関係は、コスミンスキイの正当にも指摘せる如く、前者はまさしく後者の「直接的な影響の下に発展した」に相違ないのではあるが、だからと云って、後者「領主の恣意」が前者「マナの慣習」の発生の原因であったのでは決してなく、「マナの慣習」の根柢に横わる、マナ領主権発生以前から存在するところの村落共同体⁽⁶⁸⁾の古来の慣習法は、「領主の恣意」を基軸としていまま多かれ少かれモディファイせられ、再編成せられていったに過ぎないことが、牢記せられなければならない。

われわれは、既に、ミドゥルセクス州のウィルズデンの荘園について、はたまたハンブシア州のアルヴァストウクの荘園あるいは同じくミルブルクの荘園について、そこに、領主直営耕地あるいは領主直営耕地のみか荘園庁すらも欠如せるところのマナの現実を事実として認識する所があつたのであるが、其の場合、いまそれらのマナがヴィレンたちによつてファアムせられているとすれば、夫れは、領主権のなんら直接の介入なしに、当該マナのファアマたるヴィレンたちが全体として、領主に対し、自主的・自律的に——彼等自身の自己規制に於て、彼等自身から彼等自身のファアムを——領主の恣意に依り不斷に変更されることなき慣習的に固定せるファアムを取立てる連帶的義務を果しつつあつたことを表わすものに外ならない。そこに認められるものは、それこそ「共同体的自治」以外の何物でもないのである。

従来封建的領主—農民関係が中世イングランド社会に就いて問題とせられたとき、きまつてマナとヴィルとの関係がその主要な側面の一つとして採り上げられたことは、研究史上すでに周知の事柄に属する。夫れは正しくは、マナ(若しくは之に準ずる封建的所領)とヴィル共同体との関係の問題として把握し直されなければならないが、其の際、ヴィレン階層に依る所のマナ(若しくは之に準ずる封建的所領)のファアムなる事象の分析を通じて見る限りにおい

て、ウィル共同体とはいまやまた自ら区別せられる、全体としてのウィレンに依るファアミングなる・自発的協同的組織活動の主体として夫れ自身一個の自治的共同体 self-governing communities たることを証拠立てるところの、ファアマ共同体なる農民共同体が現実存在したる事実が認識せられなければならないのである。

(67) E. A. Kosminsky, "Services and Money Rents in the Thirteenth Century," *Economic History Review*, Vol. v (1935), No. 2, p. 41.

(68) 因みに「コスミンスキ自身また、「マナの組織よりも以前に発生し且つマナの組織が夫れに基礎を置いている所の村落共同体の組織」に就つてはつきり語つて居る。 Cf. E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century*, ed. by R. H. Hilton and tr. from the Russian by Ruth Kisch (Oxford, 1956), p. 237.

補註 「イクスノードウウムズデイ」の「エクシタのゴシリンの土地」に関する記述(二九—三〇ページ参照)には、「其処(此の荘)にゴシリン六人のヴィレンを有す、彼等は此の一ハイド半「の土地」並びに此れら三組の犁隊をファアムとして *ad firmam* 保有す」とあったが、此の様なファアムについての記述様式は当時屢々見られた。即ち、元来封建地代の最初の形態としての生産物地代(「食物地代」)の転化形態たる、貨幣形態における封建的固定地代としてのファアム納入を条件に、或るマナないし封建的所領の管理経営が一般的にファアマに委ねられる場合、時として土地のみに止まらず、文書に *«instauramenta»* と総称されるところの、土地を働かせるに必要な諸々の「経営資本」(stock)が一部附加された形でファアミング・アアウトの為されることがあった。此のゴシリンの土地の場合、*«instauramenta»* から所謂 *«the farming-out of manors on stock-and-land leases»* の一の場合である。 Cf. Reginald Lennard, *Rural England, 1086—1135* (Oxford, 1959), pp. 192 f.